

八戸市立美保野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定した。本校ではすべての教職員がこの基本方針に則り、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校環境を整えるものとする。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下の通りである。

- ・ 学校や学年、学級内に、いじめを絶対に許さないという雰囲気醸成する。
- ・ 児童や教職員の人権感覚を養い、教職員は児童の範となるような言動を行う。
- ・ 規範意識を高め、安全・安心で規律ある態度で生活できる学校づくりを進める。
- ・ 児童と児童、児童と教職員など、校内における温かい共感的な人間関係を築く。
- ・ 児童理解に努め、いじめの兆候やいじめを早期に発見し、早期に適切に対処する。
- ・ 担任等が抱え込むことなく、報告・連絡・相談により、組織として対応する。
- ・ いじめ問題について、保護者や地域への啓発活動や関係機関との連携に努める。

2 いじめとは（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って、その訴えを真摯に受けとめ、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、その対応にあたる。

3 校内体制について

校務分掌に「いじめ対策推進委員会」を位置づけ、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭及び学級担任等とで構成する。必要に応じて外部の専門家、関係機関を入れる。

（1）「いじめ対策推進委員会」の役割

ア「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 「いじめ対策推進委員会」の役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・ 学校評価については、学期や年度毎のいじめの状況や取組について、自己評価や学校関係者評価委員の評価を行い、結果を公表し改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図るとともに、いじめに関する研修を校内研等において計画的に行っていく。
- ・ 児童の情報交換を毎月の職員会議の後に設定して、児童の現状と対応等について共通理解を図り、全校的な対応をする。但し、個人情報については慎重に取り扱うようにする。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校・学級便り、参観日等を通して、いじめ防止の取組状況を発信していく。
- ・ 「美保野小学校地域学校連携協議会」、「東中学校区ジョイントスクール」等を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上を図る。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめの相談があった場合や疑われる事実を確認した場合は、「いじめ対策推進委員会」

- により、正確な事実関係の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・重大事案発生時には、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめ対策推進委員会を母体とした「いじめ問題対策協議会」を設置し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、地域有識者等を加え、教育委員会の指導・助言を受け組織的に対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援また、保護者への連絡等を行う。

4 いじめの未然防止について

(1) 児童への取組

- ・児童一人一人が認められ、互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような学級集団づくりのための取組を推進する。あわせて、「なかまのやくそく」や全教育活動における指導を通して、学校や学級の規則やマナーを守って行動できるように、規範意識の醸成と判断力の育成に努める。
- ・常に授業改善を進め、わかる授業を行い、基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、学習への意欲や達成感・成就感の育成と向上に努める。
- ・思いやりの心や互いがかけがえのない存在であるといった生命の大切さを、道徳の時間や学級活動を中心に、全教育活動を通して育む。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を、すべての児童がもつことができるように、全教育活動を通して常に指導する。
- ・いじめを傍観することは、「いじめ」をしていることと同じである、という認識をもたせるとともに、「いじめ」を見たら教職員や保護者に知らせることや、可能であれば「いじめ」を止めることの大切さを指導する。

(2) 教職員の取組

- ・「いじめはぜったいに許さない」という教職員の姿勢を常に児童に示すとともに、上記児童への取組に対して全力であたる。
- ・児童一人一人や集団の状況の小さな変化に気付く鋭敏な感覚をみがくように努めるとともに、保護者や地域等の話を親身に受けとめ、情報収集に努める。
- ・研修等を通して、「いじめ」の構造や対処方法など、いじめ問題についての理解を深める。また、自己の人権感覚を磨き、常に言動を振り返るようにする。
- ・問題を一人で抱え込むことなく、小さなことでも管理職や担当主任等に報告・連絡・相談するとともに、学校組織として対応するという意識をもつ。
- ・日頃から、児童の共感的理解に努め、多様な相談活動を進め、複数の視点で「全校児童を全教職員で見守り育てる」という意識で指導にあたる。
- ・児童や保護者への「いじめアンケート」や教育相談を定期的実施するとともに、教職員における情報交換を密に行い児童の実態把握につとめる。

(3) 保護者や地域への取組

- ・児童が発するサインや小さな変化でも、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校と家庭、地域の連携が必要であることをあらゆる機会を通して伝えるとともに、家庭や地域における人権意識の向上に取り組む。

5 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 早期発見のための対応

- ・児童の様子や集団の状況を全教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。毎月の職員会議の後に実施する他、随時、職員朝会等で情報を共有する。
- ・児童に対して、必要に応じて声をかけたり指導したりして、安心感をもたせるように努める。
- ・いじめアンケート等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童の共感的理解や信頼関係の構築に努める。

(2) 相談体制づくりのための対応

- ・いじめはもちろん、困ったことや悩んでいることがあれば、教職員や保護者に相談できることや、相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには親身に対応し、その苦しみや悩みを受けとめ児童を支え、いじめから守っていく姿勢を伝える。
- ・いじめられている児童が、自尊心や自己存在感を感じられるような励ましを、継続的に進めていく。
- ・いじめに関する相談を受けた場合は、早急に管理職に報告するとともに、いじめ対策推進委員会等により校内で情報を共有し、迅速な対応を進める。

(3) 早期対応のための対応

- ・いじめの相談を受けたり教職員が気付いたりした場合には、早急に管理職に報告するとともに、事実関係を把握する。その場合、被害者と加害者という二者関係や表面的な事象にとどまらず、構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係の把握やその分析等は、いじめ対策推進委員会等を中心に、組織的な体制のもとで行う。
- ・いじている児童や傍観している児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめを即時やめさせるとともに、どれだけ相手の心を傷つけ、苦しめているかを気付かせるように、当該児童や集団に対して継続して指導する。
- ・いじめられている児童はもちろん、いじている児童に対しても、その気持ちを聞き、心の安定を図るように努める。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導や家庭での対応について、連携を取りながら進めていくことを伝える。

6 重大事案への対応

(1) 重大事案とは（法第28条）

- ・当該児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合。
- ・当該児童が、相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

(2) 重大事案の報告

- ・市教育委員会に迅速に報告するとともに、「いじめ問題対策協議会」を設置する。

(3) 重大事案の調査と対応

- ・第三者を交えた「いじめ問題対策協議会」を設置し、調査・対応にあたる。
- ・重大事案が発生したことを真摯に受けとめ、全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることのないように十分に配慮して指導する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、誠意を持って対応し、事実関係を提供する。その際、個人情報等についても配慮すること。
- ・いじている児童に対しては、場合によっては出席停止等の措置もあることも踏まえ、教育委員会の指導のもとで対応する。
- ・いじめ問題対策協議会のもと、関係機関等とも十分に連携を取りながら対応する。

7 その他

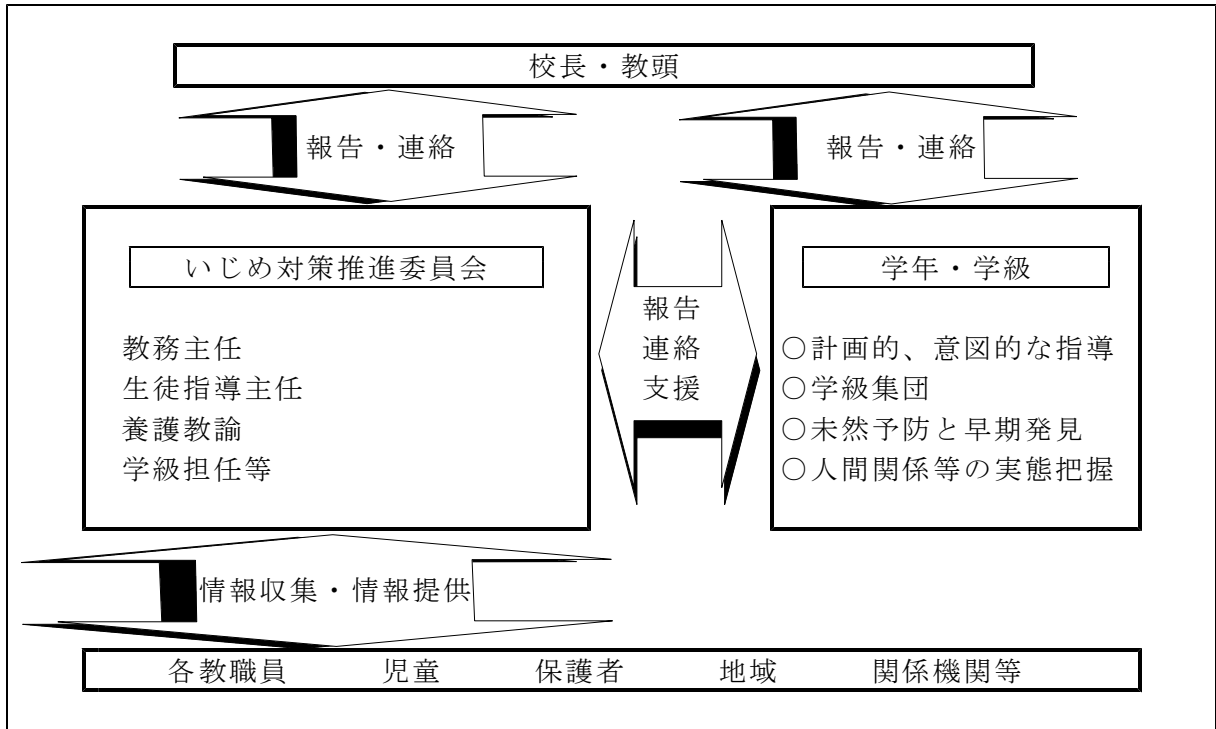
(1) 学校評価について

- ・学校評価の項目に加え、記述欄を設けるなどにより、定期的に評価と改善を進める。

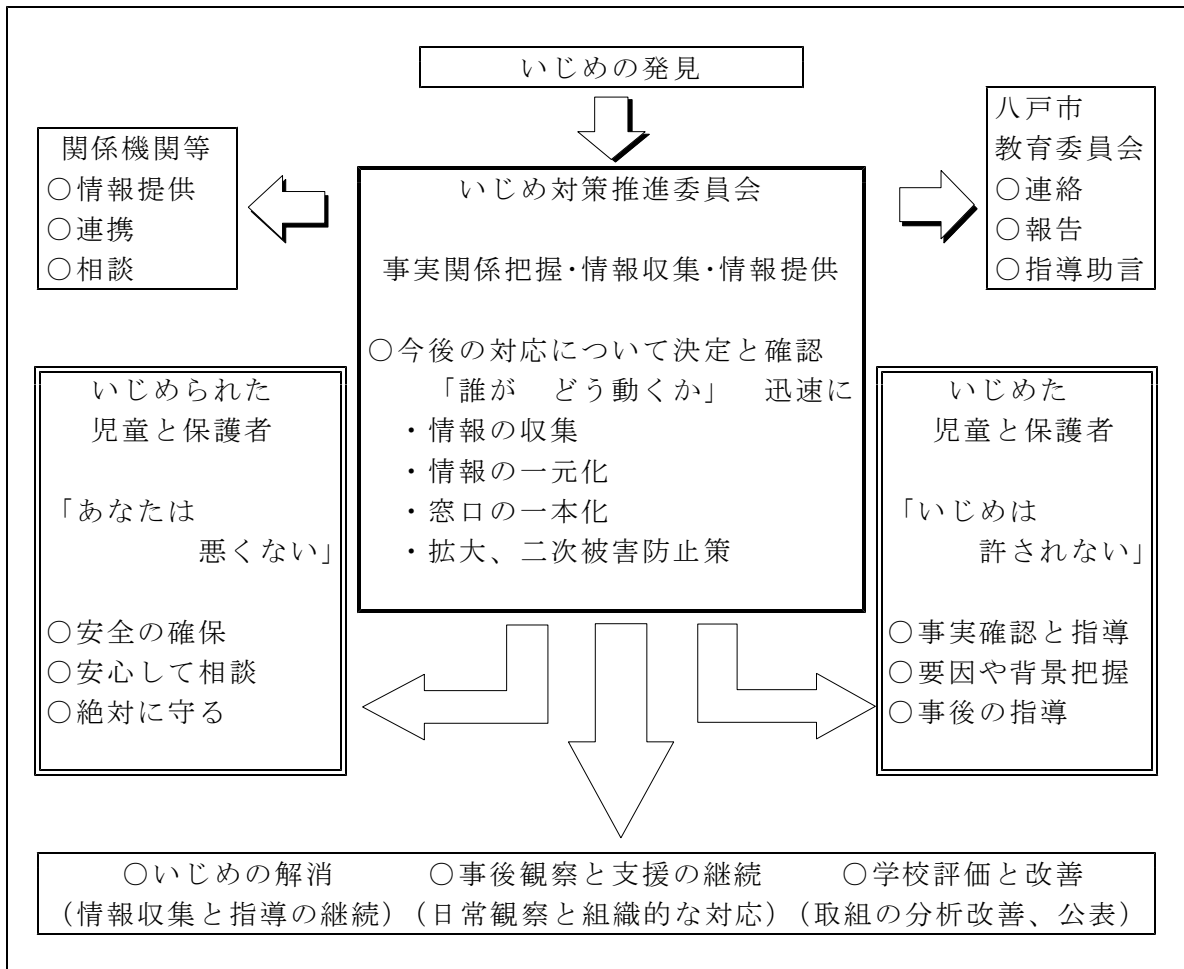
(2) 家庭や地域等との連携について

- ・家庭や地域、なかよしくラブ等の地域の関係団体との連携を図り、いじめに対する認識や、いじめは許されないことについての啓発活動を推進する。

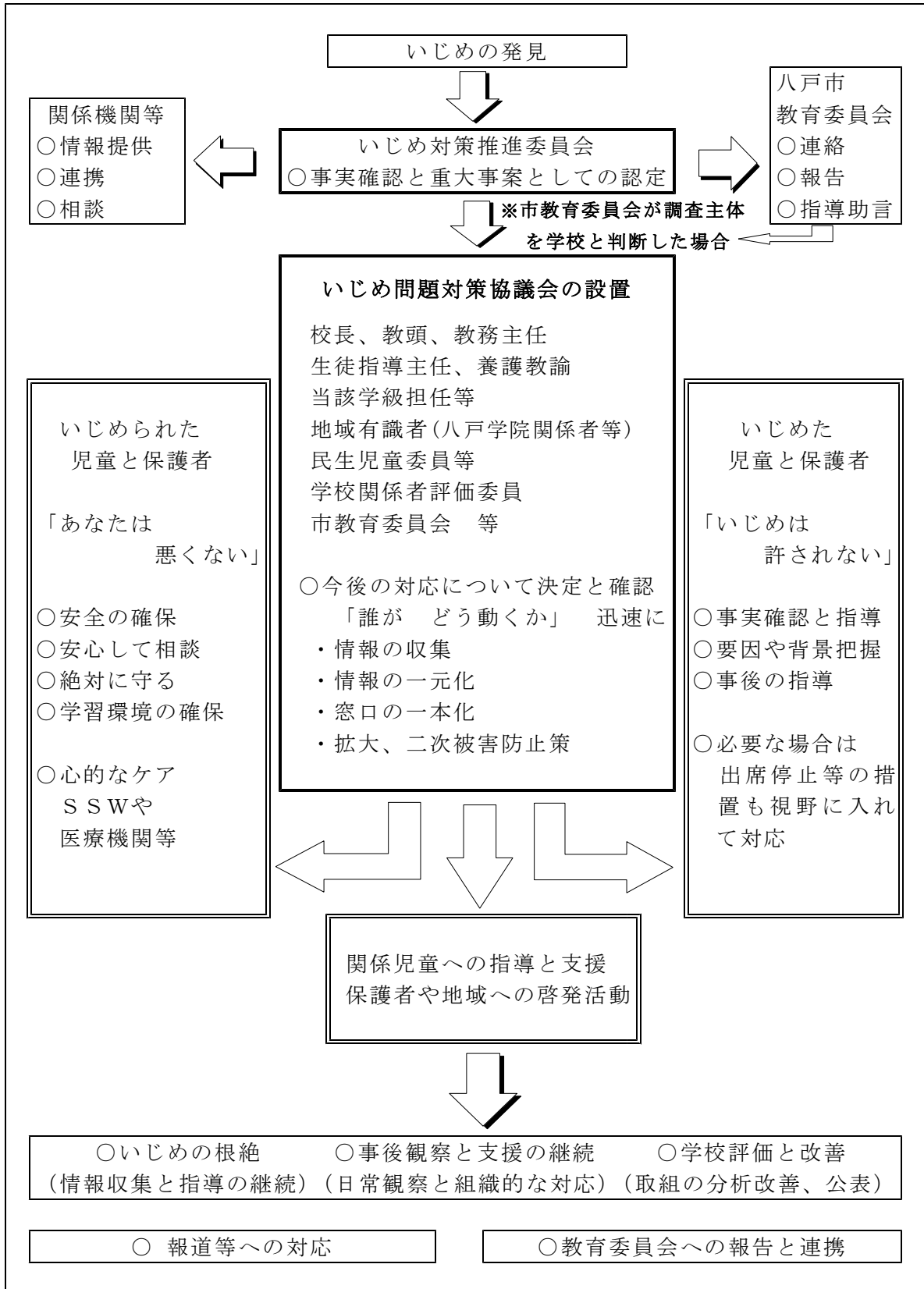
【いじめ防止体制（平常時）】



【いじめ防止体制（いじめ発生時）】



【いじめ防止体制（重大事案発生時）】



※重大事案が発覚または認定した時点で、迅速に「いじめ問題対策協議会」を設置し、組織的に対応する。校内サポート体制も組織してすべての児童の心的なケアも行う。